

令和7年4月1日

みやぎ中小企業復興特別資金の取扱期間の延長について

本県の中小企業金融行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対する支援策として令和7年3月31日までとされていた「東日本大震災復興緊急保証」の適用期限について、令和8年3月31日まで延長する政令が閣議決定されました。

これを受け、県では「みやぎ中小企業復興特別資金」の取扱期間を令和8年3月31日まで延長することとしましたので、当該資金の取扱いについて御承知願います。

記

- 1 資金名 みやぎ中小企業復興特別資金
※新規融資新規融資申し込みの対象となる区域は、沿岸15市町に限られます。
- 2 取扱期間 令和8年3月31日まで
- 3 その他 東日本大震災被災中小企業者対策資金利子補給の新規融資分の受付についても期間を延長します。

(参考)

経済産業省ホームページ

<https://www.meti.go.jp/press/2024/03/20250321001/20250321001.html>

商工金融課 商工金融班

TEL 022-211-2744

FAX 022-211-2749